

習志野市が策定する特定事業主行動計画の一部改訂の概要

習志野市職員のワークライフバランス推進プランについては、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画として、令和7年3月に策定しました。

この度、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が改正されたことに伴い、習志野市職員のワークライフバランス推進プランの一部を改訂しました。

改定内容①

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が改正され、同法の有効期限が令和18年3月31日までに延長されたことに伴い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の計画期間を再設定しました。

改定内容②

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(令和7年内閣府令第103号)に基づき、目標の項目と数値を再設定しました。

項目	新計画の 目標と数値		前計画の 目標と数値
	前期 ^{※1} (R8~R12)	後期 (R13~R17)	
事務職員及び技術職員 ^{※2} の 受験申込の女性割合	<u>事) 40.0%</u> 技) 10.0%		技) 10.0%
管理的地位に占める女性職員の 割合	30.0%		30.0%
係長職に占める女性職員の割合	<u>30.0%</u>	40.0%	40.0%
男性職員の育児休業取得率 (2週間 ^{※3} 以上取得した職員の割合)	<u>一) 85.0%</u> <u>他) 50.0%</u>	<u>85.0%</u>	30.0%
管理職以外の職員1人あたりの 年間の超過勤務時間	年180時間以内		月15時間以内 年180時間以内

¹ 前期計画期間は、一般行政部門と一般行政部門以外で目標値を分けます。

² 技術職員は、土木技術職、建築技術職、電気技術職及び機械技術職とします。

³ 前期計画期間は、一般行政部門以外については1週間以上とします。